

条例見直し（確認）に係る検討内容について

1 改正条項について

【現行】

（総合計画）

第 36 条 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 行政は、総合計画の実施計画を毎年度見直すとともに、事務及び事業の進行を管理し、その状況を公表します。

4 行政は、各施策の基本となる計画の策定及び実施に当たって、総合計画との整合性を図りながら進めます。

5 行政は、総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定及び見直しに当たって、検討内容を公表します。

『改正理由』

これまで総合計画は、地方自治法第 2 条第 4 項において、基本部分となる「基本構想」は議会の議決を経て定めることとして市町村に義務付けしていました。しかし、平成 23 年 5 月「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、総合計画の策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体の独自判断に委ねられることになりました。

本町の自治基本条例においては、総合計画策定を義務付けしているところですが、まちづくりのビジョンとなる基本構想を町民の代表である町議会の議決を経ることで、町全体の総意で計画策定されたものとして裏付けされるものです。このため、基本構想においても総合計画の計画体系として明確に位置付けるため、自治基本条例の中に議決条項として設けようとするものです。

第 2 項に条項を加えることから、以降は条項を一つずつ繰り下げます。

【改正案】

（総合計画）

第 36 条 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとします。

3～6 （略）

2 第1期自治推進委員会からの提言書に係る条文解釈・運用について

自治推進委員会としては、平成25年9月18日付で第1期（2年間）の総括として町長に提言書を提出しました。その一つの中に『ふるさと祭り出店者は美幌町在住者以外は不可となっている。しかし、自治基本条例の定義では、町民は「町内で働く人」と有るため、整合性が図れるような取り組みが大事である。既に条例施行後2年を経過しているため、他にもこのようなものがあるのであれば早急に整合性を図る必要がある。』とあります。

自治基本条例で町民とは「町内の事業所に勤務する人や町内の学校に通学する人も対象」にしています。これは、美幌町の関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を美幌町の自治に活かすため、町内において様々な活動を行う人として広く定義付けしたものです。

一方、20年以上続く「美幌ふるさと祭り」において出店資格は「美幌町在住者とし、町外者の出店は基本的に認めないが、地区暴力追放推進協議会の推薦を得た者で、実行委員会が出店を依頼した者は認める。」とあります。

【検討内容】

前者の自治基本条例で町民とは、町外者も含むことを基本原則に謳い、まちづくりはみんなで取り組むものとして、町民の定義には広い意味合いを持たせています。

ふるさと祭りは暴力団の排除と暴力団への資金源を絶つことを目的に危険と隣り合わせな取り組みとして、当時では極めて先駆的なものでした。

仮に町外者を出店者及び手伝い者として認める場合は、100%暴力団等への関与が絶対にならないことが大前提です。もし一人を許可した場合には瞬く間に情報は伝達し、次から次へと申し込みがあることで美幌警察署での確認は難しくなり、結果的に暴力団関係者等がふるさと祭りのどこかの場面で関わりを持つことが十分に考えられます。

このため、微塵でも暴力団等への関与の心配が晴れない限りは、実行委員会が英断した組織決定（町内在住者限定）を尊重しなければなりません。自治基本条例の町民の基本原則は理解しながら、ふるさと祭りにおいては一線を画すことで安心・安全なまちづくりが保たれると解します。